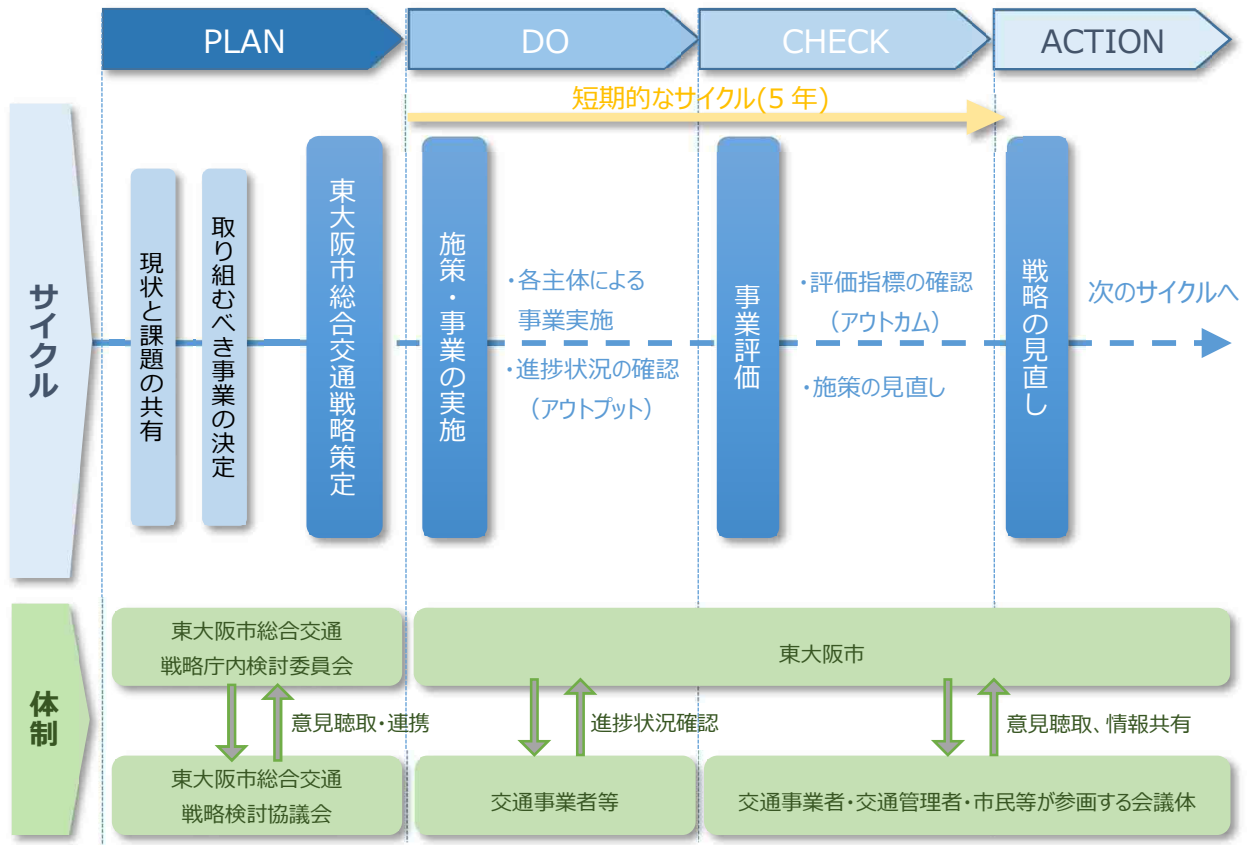


6 東大阪市総合交通戦略の推進に向けて

6.1 推進管理

本戦略は、令和12年を目標に進めるものであり、施策に取り組む期間も長くなることから、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応できるようにしておく必要があります。また、本戦略に位置づけられた事業の多くは本市が事業主体であることから、本市において適切な推進管理体制を構築すると共に、交通事業者等の関係団体と進捗状況を確認する場を設けることで、事業進捗の透明化を図ります。具体的には5年ごとに事業評価を行い、戦略を見直す際には、関係団体と情報を共有し、調整を図ります。



6.2 施策の推進体制

本戦略の推進管理にあたっては、適切な推進体制を築く必要があります。市内においても、人口減少・少子高齢化などに伴って発生する社会構造の課題に対応するためには、これまでのような縦割りの組織体制ではなく横断的に連携を図る必要があります。それを可能とする横断的な推進体制の構築が求められます。また、本市だけでなく交通事業者などの関係機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に連携しながら本市の交通環境の充実に努めます。

6.2.1 市内での推進体制

本市の推進体制として、交通部局を中心に、まちづくりや観光・福祉・商業などを所管する部局と連携を図り、事業推進に取り組みます。そのために、関連部局に対し年度ごとに事業進捗を確認すると共に、必要に応じて市内会議を開催し、戦略の方向性や施策の見直し等を適宜行います。



6.2.2 関係機関との推進体制

本戦略の着実な事業推進を図るために、交通事業者等との継続的な会議体を設立することで、関係団体と情報を共有し密な関係性を築くと共に、事業進捗状況等を確認します。また適切に事業評価を行い、定期的に戦略を見直す際に意見を聴取する場として活用します。新たな会議体については、現在の東大阪市総合交通戦略検討協議会を元に、行政、交通事業者、道路管理者、交通管理者、市民団体が参画する会議体として新たに設置します。

